

こんにちは！企画課男女共同参画係です

「女性に対する暴力をなくす運動」のお知らせ

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

夫やパートナーからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）、セクハラ、ストーカー行為、売買春、性犯罪など女性に対する暴力は女性の人権を侵害するものであり、許されるものではありません。あなたや、あなたの親しい人が抱えている問題について下記へご相談ください。



夫やパートナー（恋人）からの暴力については

配偶者暴力相談支援センター

☎097-544-3900

月～金 9:00～21:00

土日祝 13:00～21:00

スクール・セクハラについては

スクール・セクハラ相談室
(大分県教育庁人権・同和教育課)

☎097-534-4366

月～金 9:00～17:00

※Eメール相談アドレス
no-sekuhara@oita-ed.jp

夫やパートナー（恋人）からの暴力、ストーカー等の相談については

警察安全相談（大分県警察本部広報課）

☎097-534-9110

☎短縮ダイヤル「#9110」

月～金 9:30～18:00

※最寄りの警察署総務課でも相談できます。

女性の人権問題全般については

女性の人権ホットライン
(大分地方法務局)

☎0570-070-810

月～金 8:30～17:15

職場でのセクハラや性別による差別的取扱いについては

大分労働局雇用均等室

☎097-532-4025

月～金 8:30～17:15

女性が抱える様々な問題や悩みを解決するため、適切な情報提供・助言を行います。

女性総合相談（アイネス）

☎097-534-8874

月～金 9:00～16:30

アンケートのご協力ありがとうございました

先月、市民のかたに、男女共同参画についての意識調査を実施しました。お忙しい中、とても真摯な回答・ご意見等をいただきました。現在、市では国東市男女共同参画計画案を策定中ですが、皆さんからの貴重な回答・ご意見等を参考にさせていただきます。ご協力ありがとうございました。